

段階別の V F M 評価の実施目的、あり方について

**■ 定性的・定量的側面からの評価による P F I 導入可否判断例**

(1) 我が国における P F I 導入可否判断例

- ・仙台市 P F I 活用指針には、「導入可能性調査の実施承認の段階」、「調査結果の評価の段階」及び「特定事業の選定の段階」において、一定の定性的評価を行ったうえで、P F I 導入適否の判断を行うことが明記されている（次頁以降に抜粋部分を記載）。

**「最適な事業手法の選択と事業実施条件に関するチェックリスト」**

**基本的考え方：**

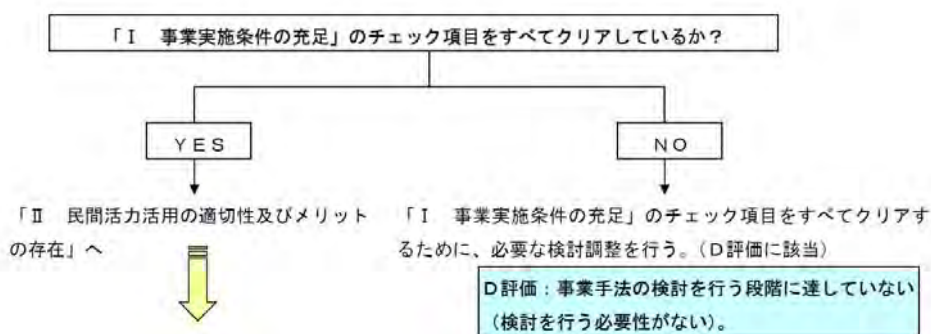
- ・ このチェックリストは、「PFI導入可能性調査」実施の承認、調査結果の評価、特定事業の選定の3つの重要な節目において、PFI手法の導入が最適かどうかを検証していくための基準として活用するものである。
- ・ 最終的にPFI特定事業（PFI法第6条）として選定する際には、全ての要件が満たされていること（「定性的評価A」かつVFM基準達成）が必要。
- ・ これは、形式的なチェックを目的とするものではない。事業担当課は、それぞれのチェックポイントを満たしていることを説明できるように、調査検討を行うことが求められる。

**表の見方：**

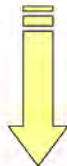
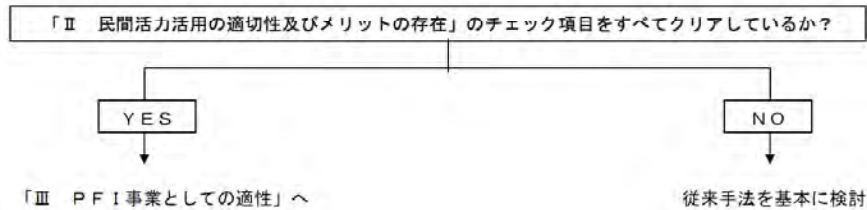
- ・ PFI手法の導入を進めるためには、各段階で求められている要求レベルを満たしていることが必要。事業担当課の検討内容を踏まえ、事業手法検討関係課長会における審議を経て、三役政策会議において最終的に判断される。
- ・ ○又は△は、各段階でチェックすべき項目に求めるレベルを示したものの。詳細は下記の通り。

* ○：チェックポイントで示した内容に当てはまる必要があるもの
* △：チェックポイントで示した内容に当てはまるとは断定できないが、基本的な考え方や仕組み等が整理されている、あるいは、この段階では調査結果が揃っていない等の事情により、次の段階までに整理することで可とするもの
* 続けて○が示されているもの：その性質上、時点により状況が変化する可能性が高い等、次の段階で改めて評価する必要があるもの。
* →（矢印）で示されているもの：その性質上、時点により状況が変化する可能性が低い等、以降の段階では経過を観察することで可とするもの。 （特段の事情により、状況が変化した場合は、内容の確認と対応の検討が必要）

チェック項目	チェックポイント	要求レベル		
		調査実施承認段階	調査結果評価段階	特定事業選定段階
I 事業実施条件の充足 1. 事業用地確保の有無	1-1 本市が事業用地を取得済みである。又は仙台市土地開発公社等（以下、公社）が先行取得済みで、かつ、本市の取得に向けた予算化の目途がついている。 （遅くとも、特定事業選定までには、事業用地取得に要する予算案を議会へ提案することについて財政局と協議済みである。）	○	○	○
	1-2 【上記1-1を満たさない場合のみ】 【議会案件か、議会案件以外かに関わらず】地権者と本市との間で、事業用地の取得・引渡しについて合意形成がなされており、かつ、特定事業選定までに、本市が用地の取得・引渡しを受ける見通しが立っている。	○	○	○
2. 庁内の合意形成、財政計画との整合性、検討期間の確保	2-1 基本計画、実施計画、局の重点事業において、優先順位が高く、長期的・継続的に実施すべき事業として位置づけられており、その事業を実施すること自体については、関係部局の了解も得られている。 【三役政策会議等の意思決定手続きが必要な場合】意思決定手続きが済んでいるか、庁内関係局との調整が概ね済んでおり、調査の実施までに意思決定されることが確実である。 【民間からの事業発案の場合】上記のように特段の位置づけはないものの、新たに採用する意義が高いと判断され、事業を実施すること自体について、三役政策会議等の意思決定手続きが済んでいるか、庁内関係局との調整が概ね済んでおり、調査の実施までに意思決定されることが確実である。	○	⇒	⇒
	2-2 当該事業に係る財政支出の内容及び財政収支への影響を、事業担当部局、財政担当部局の双方が十分理解している。また、財政計画との整合性が確保されている。	○	⇒	⇒
	2-3 事業手法検討に必要な期間を確保することが可能である。	○	○	⇒

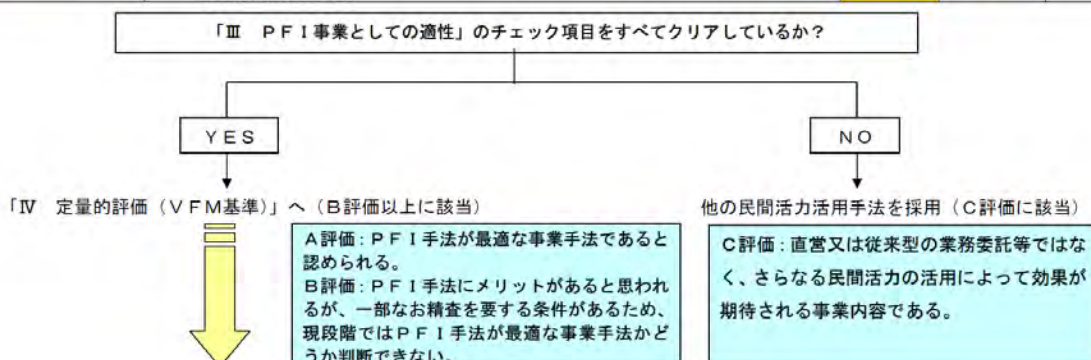


チェック項目	チェックポイント	要求レベル			
		調査実施承認段階	調査結果評価段階	特定事業選定段階	
Ⅱ 民間活力活用の適切性及びメリットの存在	3. 施設の設置者・管理者を限定する法令上の制約等の存在	3-1 当該公共施設の整備を行う主体や維持管理・運営を行う主体を、国・地方公共団体を含む特定の法人に限定する法令上の制約が存在しない。	○	⇒	⇒
		3-2 当該公共施設の整備を行う主体や維持管理・運営を行う主体を、本市の施策上、特定の法人に限定する必要性がない。	○	○	⇒
		3-3 【3-1 又は 3-2 で特定の法人に限定する必要がある場合のみ】 特定の法人に限定される業務は、事業全体の中の一部に限られている。	○	○	⇒
	4. 設計・建設・維持管理・運営を包括的に委託することによる可能性	4-1 事業の実施に当たり、新たな対応又は改善が求められている課題があり、民間活力の活用によって、民間側に何を期待し、どのような対応又は改善を図ろうとするか整理されている。	△	○	○
		4-2 4-1 の課題解決に当たっては、事業の中の特定の業務よりも、広範囲の業務において民間のノウハウを最大限に活用することによって、よりよい成果が期待できる。	△	○	○
		4-3 設計・建設・維持管理・運營業務を、民間に包括的に委託することが困難となる法令上の制約がない。	○	⇒	⇒
		4-4 民間に上記の業務を包括的に委託した場合、従来の方よりも、市民サービスの向上が図られる。	△	○	○
		4-5 【本市職員が現場に常駐する、又は、運營業務を複数の法人で行うことが想定される事業の場合のみ】 指揮命令系統の混在や責任分担の複雑化等の事業管理上の問題を防ぐことができるため、明確なリスク分担設定が可能である。	△	○	○



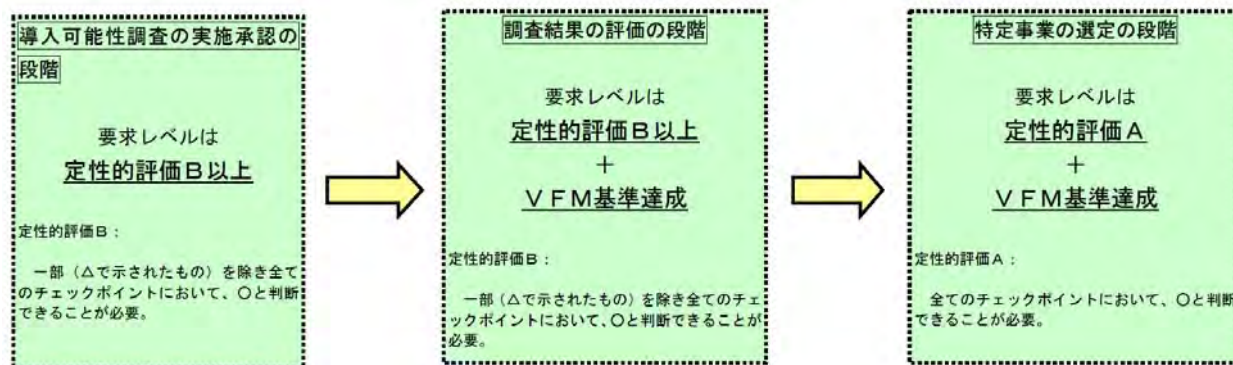
チェック項目	チェックポイント	要求レベル		
		調査実施承認段階	調査結果評価段階	特定事業選定段階
5. 民間資金活用のメリットの存在	5-1 従来方式での資金調達（一般財源、起債、補助金等）に比べ、財政負担平準化などのメリットがある。	○	○	⇒
	5-2 PFI手法を採用することに伴う債務負担行為設定などにより必要な財政支出が明確になる一方で、財政支出が長期的に確定されることについて、関係部局が十分了解している。	○	○	⇒
	5-3 金融機関の経営管理・リスク管理ノウハウを活用することで、SPCに適切な業務遂行を動機付ける効果が期待できる事業である。		○	⇒
6. 今後の需要動向を踏まえた事業計画の構築	6-1 市民のニーズが将来にわたり安定的・継続的に存在すると見込まれる。このため、従来手法よりも長期の事業期間設定が可能である。	○	⇒	⇒
	6-2 【需要変動の可能性が大きいサービスの場合のみ】 当該リスクを管理する能力を有する民間企業が広く存在し、他都市の事例等においてもPFI事業として成立しているなど、長期的視野に立った事業計画を立てるうえで支障がない。公共の要求水準を満たしたうえで、VFMと採算性が確保された事業計画の構築が可能な事業である。	△	○	⇒
	6-3 【需要低下傾向が見込まれるサービスの場合のみ】 需要の低下傾向が緩やかなものと予測され、長期的視野に立った事業計画を立てるうえで支障がない。公共の要求水準を満たしたうえで、VFMと採算性が確保された事業計画の構築が可能である。	△	○	⇒
	6-4 需要動向や施設の効率的活用にも留意し、できるだけ民間の意欲を高め、そのノウハウを最大限に引き出す事業実施条件（乗客実績や販売量などの業績に連動したサービス対価の支払い、需要リスクの適切な分担、民間収益施設の併設・合築等）が構築されている。			○
	6-5 事業内容や本市又は他自治体の類似事例等を勘案すると、公共の財政負担を伴わない民設民営による事業化は困難と考えられる。	△	○	⇒
7. 複数グループによる競争原理発揮の可能性	7-1 業務の全部又は大半について、同種の事業（民間事業を含む）を行う企業が幅広く存在している。	○	⇒	⇒
	7-2 市場調査等の結果や他都市の類似事例から、複数グループの参加が見込まれ、競争の効果が期待できる。	△	○	○
	7-3 【業務全体の一部に、受託可能な民間企業が極少数に限られる業務がある場合のみ】 当該業務をPFI事業から除外する、又は入札参加者の参加資格要件の工夫によって、競争原理が期待できる。		△	○
8. 性能発注の可否と、モニタリング等を通じたサービスの質確保のための仕組みの構築	8-1 業務内容の大半について、公共が全て詳細な仕様を指定するのではなく、一定の要求水準を定め具体的な達成手段を提案させる性能発注が可能である。	○	⇒	⇒
	8-2 本市が当該事業の実施に当たって解決を図る課題に対して、有効な提案がなされるよう、民間企業の創意工夫の余地を広げる適切な要求水準が設定されている。			○
	8-3 公共側の要望どおりの仕様とする必要性が高く、性能規定に適さない部分については、庁内の技術担当部局の助言や既往事例の経験等を活かし、仕様規定に近い形で明確に指定している。			○
	8-4 客観性・合理性が確保された評価基準やモニタリング手法、サービス対価支払いシステムが構築されている。また、SPCによるセルフモニタリングの導入を求めるとともに、必要に応じて利用者や第三者の評価を想定する等の工夫が見られる。		△	○
	8-5 【市のモニタリングでコンサルタント等の関与が必要な場合のみ】 コンサルタントや第三者機関の関与が必要な高度かつ専門的なモニタリング項目が存在するが、それは一部に限られている。			○
9. 維持管理・運営業務のウェイト、事業全体を通じた創意工夫の可能性	9-1 SPCに求める業務全体における維持管理・運営業務の割合（サービス対価総額における維持管理・運営費相当額の割合や、業務の重要性など）が大きい。	△	○	⇒
	9-2 調査や質疑応答を経て、民間側から寄せられた様々な意見やアイデアを踏まえ、業務全体を通じて創意工夫が発揮されるような事業実施条件が構築されており、当該事業の実施に当たって、新たに対応あるいは改善が求められている課題の解決に有効な提案が期待される。		△	○

III PFI事業としての適性



チェック項目	チェックポイント	要求レベル		
		調査実施承認段階	調査結果評価段階	特定事業選定段階
IV 定量的評価（VFM基準）	10-1 各段階で算定されたVFMが、最低でも「3%以上かつ現在価値換算後1億円以上」と見込まれる。		○	○
	<p>留意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札公告実施前の各段階において、最低でも見込まれるべきVFM水準の下限を示したものであり、この程度の水準でよいとするものではない。総事業費30億円程度の例を示したものであり、総事業費が大きくなれば、VFM3%でも現在価値換算後の数値は大きくなることに留意すること。</li> <li>VFMが上記の水準を下回る見込みの場合は、事業内容や条件設定の見直しなどを行い、VFM向上が見込まれる事業実施条件の構築に取り組んだうえで、改めて評価を行う。VFM向上の可能性が期待できない場合は、この段階でPFI導入を見送ることとする。</li> <li>本市や他自治体の既往事例は、条件が必ずしも一致しないため単純に比較対象とすることは適切ではないが、既往事例で見込まれていた水準に比べて著しく高い、又は、低い場合には、その要因を説明する必要がある。</li> <li>入札前までに導かれるVFMの水準は、現段階における事業実施条件を踏まえ、一定の仮定のもとで、民間の収益性等に関わる諸条件を合理的に推定した結果導かれるものであり、高度な専門性を有するコンサルタントや学識経験者等の意見を参考に、その妥当性を判断する必要がある。</li> <li>なお、本市ではほとんどの事業が総合評価一般競争入札の対象と考えられること、PFI事業の予定価格をPFI LCCベース（VFM達成が前提）としていることなどから、特定事業選定段階での評価には相当の精度が求められる。効率的・効果的な事業を実現するため、市、事業者、金融機関の利害が一致する水準に、最終的なVFMの見込みを設定する必要がある。</li> </ul>			

### 次に進むための各段階における要求レベル



（出典：仙台市PFI活用指針（第3版））

## (2) 海外におけるPFI導入可否判断例

・イギリスでは、VFMの評価は以下のような3段階で行われる。

### ①第一段階：プログラムレベル

- 各発注者（自治体）ではなく、所管官庁によって事業類型毎にVFMの評価を行う。ここでの狙いは、主に、PFIがVFMを達成しうるかどうかを初期段階で査定し、案件毎の適性を指摘することである。

### ②第二段階：プロジェクトレベル（入札前）

- 各発注者（自治体）によって、それぞれの事業について行う。ここでの狙いは、主に、第一段階で算定されたVFMが、特定のプロジェクトに当てはまり、PFIが最適の調達ルートである点について実証することである。

### ③第三段階：調達レベル（入札段階）

- 各発注者（自治体）によって行うもので、競争性が確保されているかなどが審査の対象となる。ここでの狙いは、主に、調達過程において競争性が確保されていることを確認することである。

- ・評価の内容は、定量的な評価と定性的な評価にわかれる。数値を比較することのみならず、定性的な面まで考慮したうえで判断することが重視されている。

(出典：Value for Money Assessment Guidance (2006、HM TREASURY))